

令和4年広審第34号

裁 決  
貨物船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官高木省吾出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和4年6月7日22時14分僅か過ぎ

山口県ホウジロ島西岸

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

総 ト ン 数 499トン

全 長 74.70メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 1,471キロワット

### 3 事実の経過

#### (1) 設備及び構造等並びに船橋当直体制

Aは、平成21年3月に進水した船尾船橋型の鋼製貨物船で、操舵室前部中央に操舵スタンド、同室右舷側に機関遠隔操縦装置、同室左舷側にレーダー2台及びGPSプロッターをそれぞれ備え、同室前部右舷側天井には当直者の動きを4分間検知できなければ警報音を発するように設定された第二種船橋航海当直警報装置（以下「当直警報装置」という。）のセンサーが設置されていた。

船橋当直体制は、00時から04時及び12時から16時が二等航海士、04時から08時及び16時から20時が一等航海士、08時から12時及び20時から24時が船長の単独4時間交替の3直制であった。

#### (2) a 受審人の経歴

（省略）

#### (3) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人ほか4人が乗り組み、空倉のまま、船首1.90メートル船尾3.36メートルの喫水をもって、令和4年6月7日18時50分山口県宇部港を発し、愛媛県新居浜港に向かった。

ところで、a 受審人は、乗船前の健康検査の結果は正常で持病もなく、健康状態は良好であり、今まで体調不良により船橋当直を替わってもらったことはなかった。

また、a 受審人は、同月5日香川県坂出港で約6時間の積み荷役を、翌6日関門港で約4時間30分の揚げ荷役を行った後、翌7日08時00分宇部港に入港したもので、航海中の船橋当直及び狭水道通過に伴う操船以外は適宜自室で休息をとることができ、睡眠不

足ではなかったものの、連続の航海から疲労気味の状態となっていた。

そして、a 受審人は、宇部港に入港後、乗組員及び自身により揚げ荷役作業に約 2 時間従事した後、出港まで約 4 時間買物を兼ねて上陸していた。

a 受審人は、出港操船に引き続き単独で船橋当直に就き、レーダー及びGPSプロッターを作動させ、平郡水道を經由する予定で操舵スタンド後方に立って当直を続け、21時05分少し過ぎ鼻繰島灯台から268度（真方位、以下同じ。）15.2海里の地点で、針路を100度に定めて自動操舵とし、13.1ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a 受審人は、伊予灘航路第1号灯浮標を航過し、21時35分鼻繰島灯台から259度8.9海里の地点に達したとき、疲労気味のうえに体調不良を認識し、このまま船橋当直を続けると、当直に支障を来すおそれがあったが、健康状態は良好で今まで体調不良により船橋当直を替わってもらったことはなかったことから、当直交替まで支障なく船橋当直を続けることができるものと思い、休息中の航海士に連絡して当直を交替してもらうなど、船橋当直を適切に維持しなかった。

a 受審人は、体調不良のまま船橋当直を続けて意識がもうろうとなり、当直警報装置の警報音が発せられないまま、平郡水道に向く針路とする転針予定地点を通過してハウジロ島に向首続航し、22時14分僅か過ぎ鼻繰島灯台から187度3.2海里の地点において、Aは、原針路、原速力のまま、同島西岸に乗り揚げた。

当時、天候は晴れで風力3の北北東風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。

乗揚の結果、球状船首に破口を伴う曲損等を生じたが、自力離礁して山口県平生港に入港し、後に修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件乗揚は、夜間、伊予灘北部において、新居浜港に向けて航行中、船橋当直の維持が不適切で、ホウジロ島西岸に向首進行したことによって発生したものである。

a 受審人は、夜間、伊予灘北部において、単独で船橋当直に就き、新居浜港に向けて航行中、疲労気味のうえに体調不良を認識した場合、休息中の航海士に連絡して当直を交替してもらうなど、船橋当直を適切に維持すべき注意義務があった。しかるに、同人は、健康状態は良好で今まで体調不良により船橋当直を替わってもらったことはなかったことから、当直交替まで支障なく船橋当直を続けることができるものと思い、船橋当直を適切に維持しなかった職務上の過失により、体調不良のまま船橋当直を続けて意識がもうろうとなり、ホウジロ島西岸に向首進行して同岸への乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 5 年 1 0 月 1 8 日

広島地方海難審判所

審判官 永 本 和 寿